

令和6年能登半島地震・平成28年熊本地震・東日本大震災 復旧支援融資のご案内

区 分	【特 別 災 害】	【一 般 災 害】	【災害復旧経営資金】
対 象 事 業	建物・構築物・土地等の原形復旧		緊急に必要な資金
主 な 対 象 要 件	激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けていること	市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」の交付を受けていること	
金 利	1～5年目：無利息		
	6年目以降の金利は、契約時の金利を適用 ※最新の金利は事業団ホームページ（ https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm ）でご確認ください。 		
償 還 方 法 (元金均等返済)	25年以内 (うち据置5年以内)		7年以内 (うち据置3年以内)
融 資 額	次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。		
① 事 業 査 定	補助金の額と同額以内	原形復旧事業費の 80%以内	対象支出（※）の80%以内 ※ 資金収支計算書の施設関係支出以外の支出計
② 資 産 査 定	純資産（貸借対照表の資産－負債）の40%	純資産（貸借対照表の資産－負債）の30%	
③ 担 保 査 定	担保物件の評価額80%以内		
担 保	土地及び建物（事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要）		
対 象 法 人	学校法人・準学校法人		
対 象 校	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校 ※専修学校・各種学校には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。		

【お問い合わせ先】 日本私立学校振興・共済事業団 融資部 融資課

メールアドレス：yushi@shigaku.go.jp

電話番号：03-3230-7862・7866